

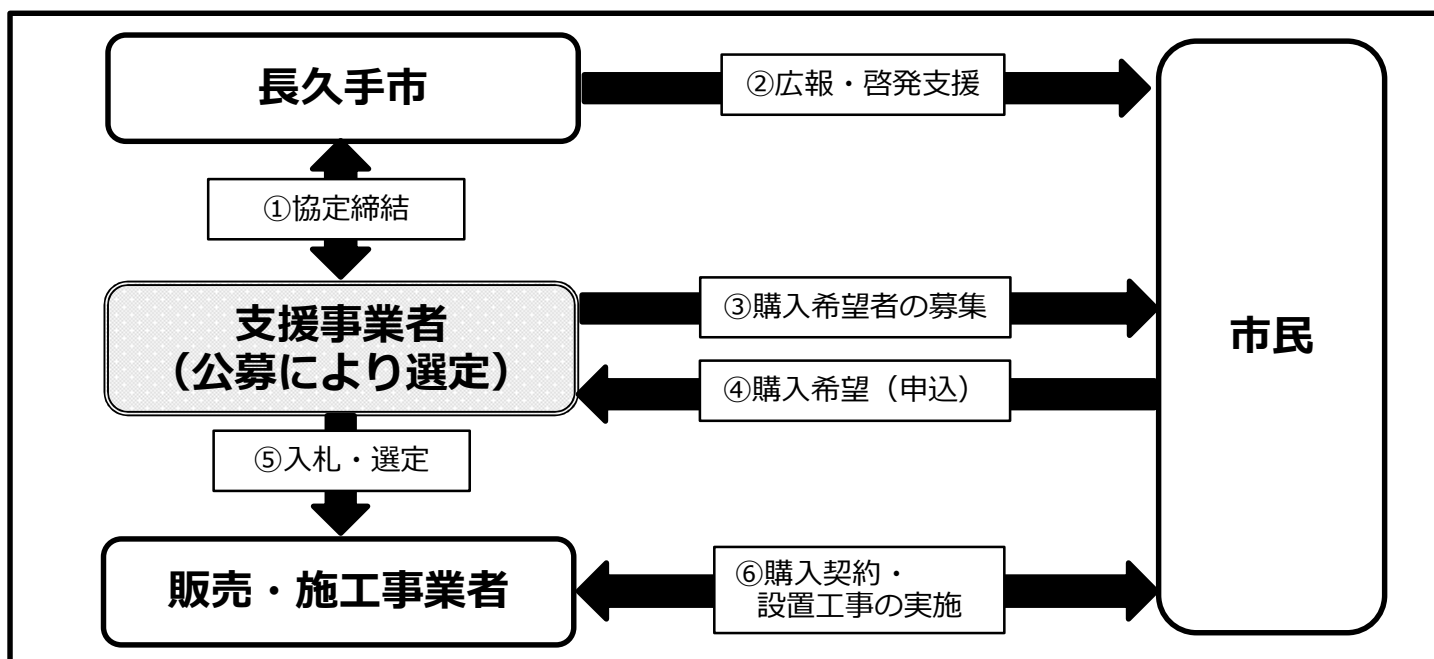
## 長久手市太陽光発電設備等共同購入支援事業に係る実施事業者公募要綱

### 1 業務の目的

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）の改正や国の地球温暖化対策計画の改定など、地球温暖化を取り巻く状況が大きく変わり、日本の新たな温室効果ガス削減目標が示されました。そのため、ゼロカーボンシティ宣言を行った本市の地域脱炭素をさらに加速させていく必要があります。

これらの背景をふまえ、本市と協定を締結した事業者（以下「支援事業者」という。）が太陽光発電設備及び定置用リチウムイオン蓄電システム（以下「太陽光発電設備等」という。）の購入を希望する市民及び事業者（以下「購入希望者」という。）を募り、一括して発注することによるスケールメリットを活かした価格低減を促し、太陽光発電設備等の更なる普及拡大を図ることを目的とし、本事業を実施します。

【太陽光発電設備等共同購入支援事業 概略図】



### 2 業務概要

#### (1) 事業名

長久手市太陽光発電設備等共同購入支援事業

#### (2) 事業の内容

長久手市太陽光発電設備等共同購入支援事業仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

#### (3) 事業実施期間

協定締結の日から令和7年3月31日までとする。

ただし、8(2)に規定する協定の有効期間が延長された場合は、その期間による。

#### (4) 事業実施に係る費用

事業を実施するために必要となる経費は、支援事業者が太陽光発電設備等の施工事業者から得る、契約件数に応じた手数料や自己資金等を充てることとし、本市は負担しないものとする。

(5) 複数の支援事業者との事業実施

本事業の目的を達成するために、支援事業者を複数選定する場合がある。

### 3 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たしていること。なお、共同で事業を実施する（以下「共同事業体」という。）場合においては、全ての構成員が条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 令和 5 年度の入札参加資格審査申請に基づき作成された物品の製造及び購入等に係る長久手市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 長久手市指名停止取扱要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 本市と愛知警察署の間で締結している「長久手市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7) 過去 3 年間（令和 2 年度以降）に他の自治体と、本業務と同種の業務について、実績を有すること。または、市長が同等と認める実績を有すること。
- (8) 本事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
- (9) 共同事業体で応募する場合においては代表する法人を定めること。

### 4 企画提案書等の作成及び提出方法

下記に定める提出書類を後述の提出先へ郵送等または持参により、2 部（正本 1 部、副本 1 部）提出すること。なお、提出書類の提出期限以降の差し替え及び追加提出は認めない。

（郵送等の場合）

- ・提出期限までに必着すること。
- ・書留など配達記録が分かるものとする。

（持参の場合）

- ・提出期限までに持参すること。

(1) 提出先

長久手市くらし文化部環境課

所在地：〒480-1196 愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1

(2) 企画提案書等の作成方法

ア 企画提案書等は別紙「長久手市太陽光発電設備等共同購入支援事業仕様書」に基づき作成すること。

イ 企画提案書は様式第 2 号により作成すること。その他、様式に記載した留意事項を参照の上作成すること。

ウ 用紙サイズは日本産業規格による A4 判の規格とし、原則文字のサイズは 11 ポイント以上で作成すること。ただし、図表等についてはこの限りではない。

エ 様式ごとに頁数を記載すること。

オ 分かりやすい表現に努めること。

カ 1 社 1 提案とする。

(3) 企画提案書等の提出期限

令和 6 年 2 月 21 日（水）までとする。

なお、受付時間は平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(4) 提出書類一覧

企画提案書等を提出する際は、下記の順番にまとめて提出すること。

順番	提出書類の名称	様式	備考
1	企画提案書等提出届	様式第 1 号	
2	企画提案書	様式第 2 号	
3	会社概要書	様式第 3 号	○A4 判 2 頁以内
4	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）		○申請日から 3 か月以内のもの。 副本 1 部については写し可。
5	財務諸表の写し（貸借対照表及び損益計算書）		○直近 2 事業年度のもの
6	契約書等の写し		○国又は地方公共団体において実施した太陽光発電設備等の共同購入支援事業類似の共同購入支援事業の契約書等の写し（3 件まで）

5 審査

(1) 選定方法

ア 企画提案書等の内容等について、事務局において審査を実施し、提案内容や提案者の実績等について多角的に審査を行う。

イ 審査にあたって（2）に示す評価項目に基づき点数化して評価を行い、合計点が 60 点を超えた事業者すべてが、本業務の交渉権者となる。

ウ 提出書類に対する不明点等については、個別に聞取りを行う場合がある。

(2) 評価項目

評価項目		配点	評価基準
事業 主体	実施体制	10	本事業を効果的に実施できる体制がとられているか（技術者、専門員の配置、組織、人員サポート体制）。
	事業実績	10	本事業又は本事業に類似した事業の実績はあるか。
	財務状況	10	事業者の経営状況は安定しているか。
事業 内容	購入希望者の募集 （広告宣伝）	10	効果的、効率的な広告宣伝の手法（使用する媒体）や内容となっているか。
	施工事業者の選定	10	財務状況、人員、施工実績等を考慮して、安全に太陽光発電設備等を設置できる選定方法がとられているか。
	施工検査	10	太陽光発電設備等の施工に関して、専門的知見を有する者による実施体制、実施方法がとられているか。
	問合せ対応（コールセンターの設置等）	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業全体の問合せ、苦情、トラブルに対応できる運用体制、運用方法がとられているか。</li> <li>・専門的知見を有する者による、人員研修、マニュアル作成がされているか。</li> </ul>
	リスク管理	10	想定されるリスクへの対応策が講じられているか（購入辞退者を減らす方策、購入希望者に関するトラブル防止策（想定される全般的なトラブル防止策）、施工事業者の余剰在庫を防止する方策等）。
事業計画（総合評価）		20	事業内容の創意工夫、具体性、実現可能性等（募集から

		施工までの円滑な事業運営、支援事業者が一定のリスクを負うか等)を含めた本事業全体の総合評価
合計	100	

(3) 留意事項

ア 企画提案書等の提出後に辞退する場合は、すみやかに辞退届(様式第4号)を提出することとする。

イ 審査は全て非公開とする。

(4) 審査結果

ア 参加者すべてに文書にて通知する。

イ 審査経過については公表しない。

6 失格

次のいずれかに該当すると本市が判断した場合は失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 審査の公平性を害する行為があった場合

(3) その他本要綱を遵守しない場合

7 企画提案等提出書類の取り扱い等

(1) 提出された企画提出書等は返却しない。

(2) 選定された企画提案書等の提出書類は公開の対象とする。選定されなかった事業者の企画提案書類は事業者名をはじめ、非公開とする。

(3) 提出書類は、候補者の選定以外には提出者に無断で使用しないものとする。ただし、提出書類は候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成する。

(4) この事業に係る情報公開請求があった場合は、長久手市情報公開条例(平成13年条例第24号)に基づき、当該提出書類を公開することがある。

(5) 企画提案に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

8 協定

(1) 協定の締結について

本市と交渉権者は協議により、企画提案書等の内容に基づき業務内容に係る仕様を確定させ、協定を締結する。

(2) 協定期間について

協定締結の日から令和7年3月31日までとする。なお、太陽光発電設備等の設置に係る工事完了の日が令和7年3月31日以降となる場合は、本市との協議により協定期間を工事完了の日まで延長することができる。また、事業の実績等を勘案し、協定期間満了の1箇月

前までに当事者の一方から書面による協定終了の申し出がないときは、同協定と同一条件で更に1年間協定を継続することとし、以後も同様とする。

9 問い合わせ先

長久手市暮らし文化部環境課環境係

電話：0561-56-0612 メールアドレス：kankyo@nagakute.aichi.jp